

令和 4 年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業  
保育所等における第三者評価、自己評価の実施及び活用に関する調査研究

# 事例集

保育の質の向上に向けて

2023（令和 5）年 3 月

一般社団法人 全国福祉サービス第三者評価調査者連絡会

## 目 次

I	はじめに	1
II	本事例集活用にあたって	1
	1 保育所における自己評価の特徴	1
	(1) 保育所における自己評価の背景と特徴	1
	(2) 保育で行われる評価	2
	(3) 保育所における自己評価ガイドラインについて	3
	2 福祉サービス第三者評価事業の特徴	9
	(1) 福祉サービス第三者評価事業の背景と根拠	9
	(2) 第三者評価の仕組み	11
	(3) 第三者評価の受審による効果	15
	(4) 評価機関及び評価調査者の役割	15
	(5) 第三者評価の課題	18
	3 本事例集の活用にあたっての留意点	18
III	事例	19
	自己評価、第三者評価それぞれの特徴を生かしている事例（事例 No.1～6）	19
	地域住民等からの意見を反映している事例（事例 No.7）	33
	学識経験者等を活用（公開保育を含む）している事例（事例 No.8～11）	37

## I はじめに

本事例集は令和4年子ども・子育て支援推進調査研究事業（厚生労働省）として実施した「保育所等における第三者評価、自己評価の実施及び活用に関する調査研究」（以下「調査研究事業」という）の一環として作成したものである。

今回の調査研究事業では、認可保育所および保育所型認定こども園（以下、「保育所等」という）に対してアンケート調査およびヒヤリング調査を実施し、その結果を分析して報告書としてまとめている。

本事例集は、そのヒヤリング調査に協力いただいた保育所等の中から11か所にご協力をいただき、その取組みの一端を事例集としてまとめたものである。編集にあたっては保育所等にとって今後の取組み強化に向けて参考にしやすい情報になることを重視している。そのため先駆的か、先進的か、といった観点よりも、むしろ課題解決に向けて主体的に組織的にどう取り組んでいるか、工夫に努めているか、に着目して紹介している。

関係者の皆さまにあつては、本書を活用いただき保育の質の向上に向けてそれぞれの立場から尽力されるよう期待するものである。

なお、ご多忙のところをご協力いただいた保育所等の関係者の皆さまには改めてお礼を申し上げたい。

## II 本事例集活用にあたって

### 1 保育所における自己評価の特徴

#### (1) 保育所における自己評価の背景と特徴

保育現場では、保育の振り返りや園内研修が行われてきており、そもそも省察や評価を行う文化があった。しかし、「園内研修」や「実践研究」という形の評価は、特に公立幼稚園などでは時間的余裕もあり行われてきたが、保育所においては時間的余裕のなさからあまり行われてこなかった。

保育所保育指針では、第1章に計画及び評価が記載され、ここに「保育士の自己評価」及び「保育所の自己評価」が記載されている。また、第5章には、研修の重要性と施設長の研修に対してその機会を保障し、促進する義務が記載されるとともに、初めて「内部研修」・「外部研修」の順で併記され、内部研修（園内での研修）を重視する記載になった。

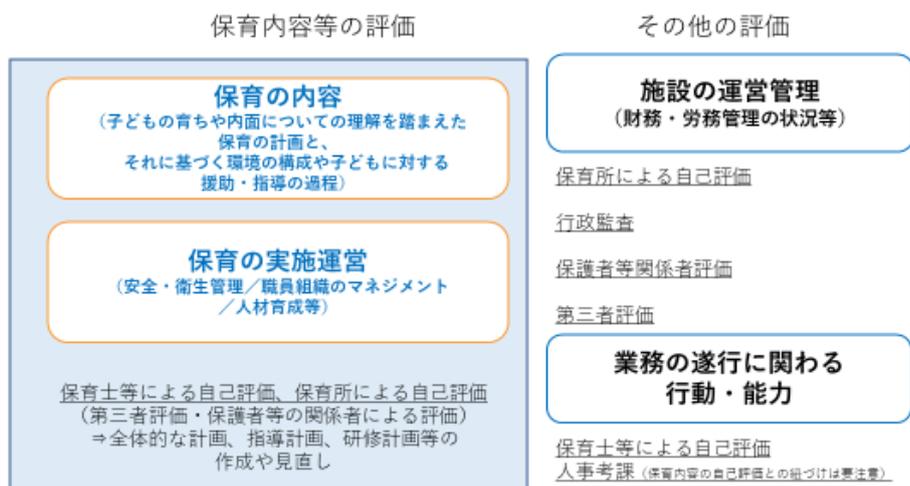
「保育所における自己評価ガイドライン（2020年改訂版）」で示されている、自己評価の「観点」「方法・内容」などは、決まった型があるわけではなく、ここから園にあわせてどうデザインしていくかについて園に委ねられており、型や方法がある福祉サービス第三者

評価事業（以下、「第三者評価」という）及びその前提で行われる自己評価とはかなり異なっている。第三者評価は、自己評価を前提に行われるものだが、第三者評価が数年に一度行われるのに対して、自己評価は数か月に一度毎行われ、年に一度まとめるような性質であると考えれば、そこに時間的ギャップが生じることになる。

## （２）保育で行われる評価

1) 保育所における自己評価は、保育内容の評価と実施運営の評価となっている（ガイドラインより）。保育所保育指針や、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の中でも、自己評価について記載されている。

### 保育所で行われる様々な評価



#### \* 保育所保育指針における「自己評価」第1章総則 3 保育の計画及び評価

#### (4) 保育内容等の評価

##### ア 保育士等の自己評価

(ア) 保育士等は、保育の計画や保育の記録を通して、自らの保育実践を振り返り、自己評価することを通して、その専門性の向上や保育実践の改善に努めなければならない。

(イ) 保育士等による自己評価に当たっては、子どもの活動内容やその結果だけでなく、子どもの心の育ちや意欲、取り組む過程などにも十分配慮するよう留意すること。

(ウ) 保育士等は、自己評価における自らの保育実践の振り返りや職員相互の話し合い等を通じて、専門性の向上及び保育の質の向上のための課題を明確にするとともに、保育所全体の保育の内容に関する認識を深めること。

##### イ 保育所の自己評価

(ア) 保育所は、保育の質の向上を図るため、保育の計画の展開や保育士等の自己評価を踏まえ、当該保育所の保育の内容等について、自ら評価を行い、その結果を公表する

よう努めなければならない。

(イ) 保育所が自己評価を行うに当たっては、地域の実情や保育所の実態に即して、適切に評価の観点や項目等を設定し、全職員による共通理解をもって取り組むよう留意すること。

(ウ) 設備運営基準第 36 条の趣旨を踏まえ、保育の内容等の評価に関し、保護者及び地域住民等の意見を聴くことが望ましいこと。

(5) 評価を踏まえた計画の改善

ア 保育所は、評価の結果を踏まえ、当該保育所の保育の内容等の改善を図ること。

イ 保育の計画に基づく保育、保育の内容の評価及びこれに基づく改善という一連の取組により、保育の質の向上が図られるよう、全職員が共通理解をもって取り組むことに留意すること。

\* 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（第 36 条）

（保護者との連絡）

第三十六条 保育所の長は、常に入所している乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

\* 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（第 36 条の 2）

（業務の質の評価等）

第三十六条の二 保育所は、自らその行う法第三十九条に規定する業務の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（3）保育所における自己評価ガイドラインについて

1) 保育所における自己評価ガイドラインについて

ガイドラインの構成は、(1) 保育内容等の評価の基本的な考え方、(2) 保育士等による保育内容の自己評価、(3) 保育所における保育内容等の自己評価、(4) 保育所における自己評価の展開、(5) 保育所における自己評価の公表、(別添) 保育内容等の自己評価の観点、となっている。

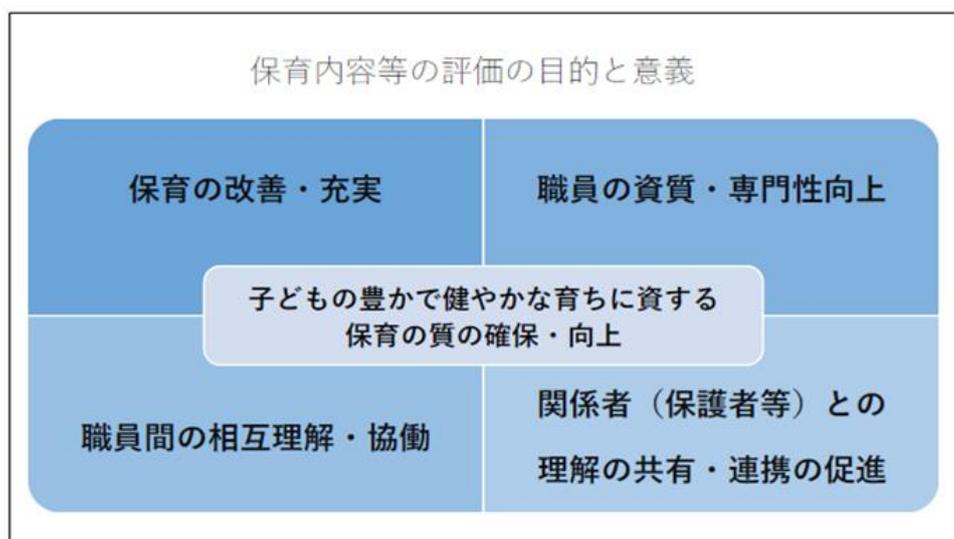
ガイドラインの内容は、(1) 基本的な考え方；保育所保育指針に基づく「保育内容の評価」について、目的と意義・対象・主体。全体像など基本的考え方を説明、(2) 保育士等；保育士等が子どもの理解を踏まえ自らの保育の計画と実践について行う評価の基本的な流れと内容を説明、(3) 保育所；保育所が全職員の共通理解の下で組織として取り組む自己評価について、基本的な流れと内容を説明、(4) 展開；各保育所で保育の質の確保・向上に実効性のある評価の取組を展開していくために、実施に当たっての保育の記録の活用、保育所全体での評価の取組の進め方、評価の実施方法とその特徴、評価にあたって考慮すべき事項を説明、(5) 公表；保育内容等の自己評価に関する結果の公表について、その意義と

方法の具体例、公表に当たっての留意事項を説明、などである。

ガイドライン促進のために（自己評価を行う）、ハンドブック「保育をもっと楽しく～保育所における自己評価ガイドラインハンドブック」が作成され、2020年3月に発行された。ハンドブックでは、自己評価に際して（1）未来の保育実践を考えるための評価、（2）自己評価に際して大切にしたいこと①自己評価の基盤となる「子ども理解」、②日々の保育に手応えが生まれ、保育がより楽しくなる評価、③互いに肯定的な理解と評価が可能となる職場の環境づくりなどが整理され、（3）自己評価を進めるための留意点として①明日の保育に向けた日常的な記録・計画の活用、②会議やミーティングの工夫、③既存の評価項目を用いる場合の留意点と工夫。④園長・主任の役割、⑤保護者や地域との連携、⑥園内研修、外部の研修や評価などの活用が記載されている。

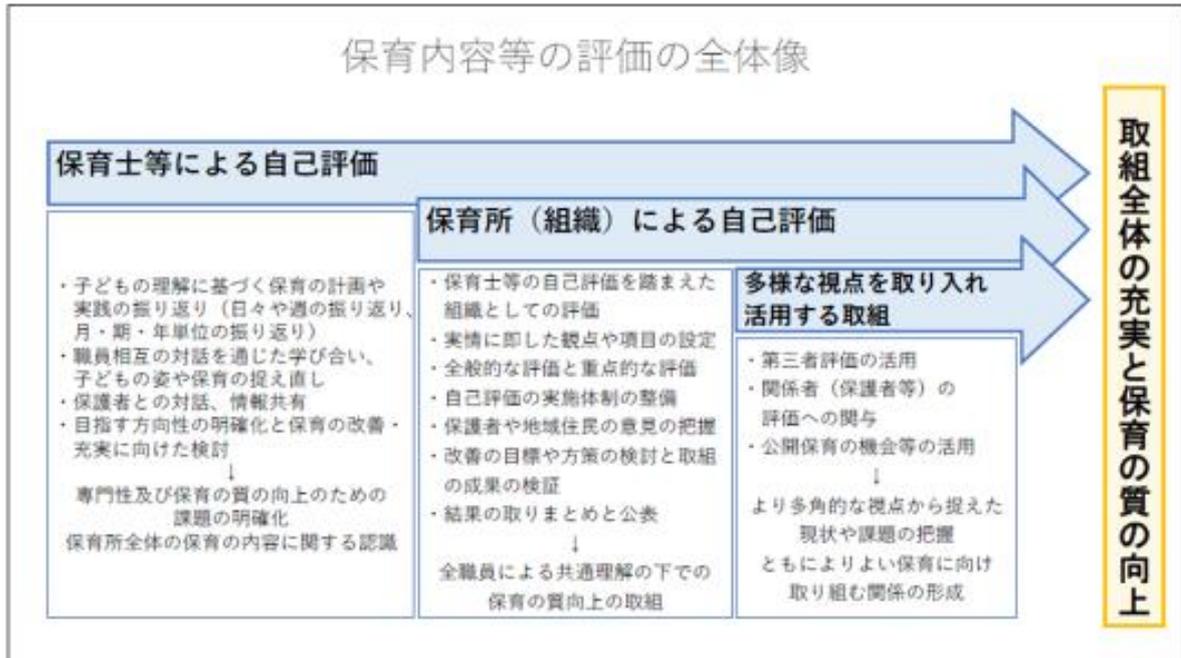
## 2) 自己評価の目的（ガイドラインより）

自己評価の目的と意義は、子どもの豊かで健やかな育ちに資する保育の質の確保・向上である。そのために、保育の改善や充実、職員の資質、専門性の向上、職員間の相互理解・協働、関係者との連携は欠かせない。



## 3) 保育所の評価の全体像（ガイドラインより）

保育内容等の全体像の中でも、保育士による自己評価を基盤に、保育所による自己評価が行われ、さらには、多様な視点を取り入れ活用する取組があり、その中に第三者評価は位置づけられている。



#### 4) 「子どもの理解」が中心の評価（ハンドブックより）

「保育をもっと楽しむために」（自己評価ガイドラインハンドブック）では、「子どもの理解」が自己評価の基盤となるとされている。

## 2 自己評価の実施に当たって大切にしたいこと

### （1）自己評価の基盤となる「子どもの理解」

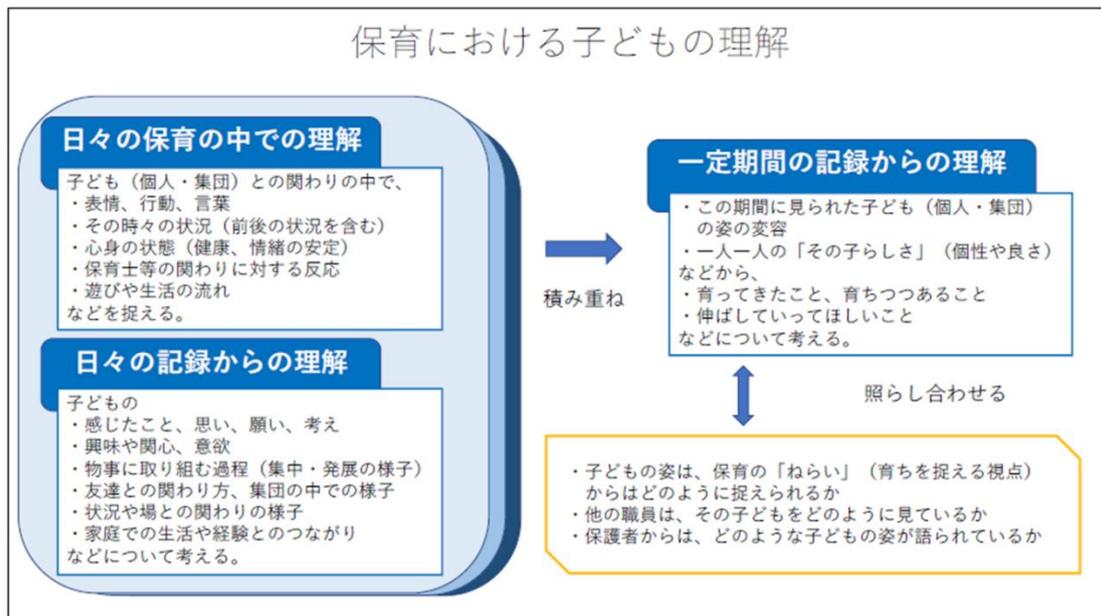
自己評価の出発点は、実際の子どもの姿を通して、一人一人の思いやその暮らしさ、いま育ちつつあることなどを、保育士等が理解しようとすることにあります。

ただ、子どもの「（大人の側から見ての）問題点」のみに目を向けたり、思いこみをもとに子どもの言葉や行動を「解釈」しようしたりする姿勢では、どんなに時間や労力をかけて自己評価を行っても、よりよい保育へとつながる手応えは得られません。

子どもが何に興味をもち、どのようなことを感じているのか、子どもたちの遊びがもっと充実するためにどうしたらよいのかなど、「**子どもにとってどうなのか**」という視点から、保育のありようを考えてみるのが何よりも大切です。

子どもの良さや可能性を、より深く、色々な角度から捉えようとするまなざしを伴ってこそ、自己評価は意味のある取組となります。

☞ ガイドラインp.10～13「保育における子どもの理解」



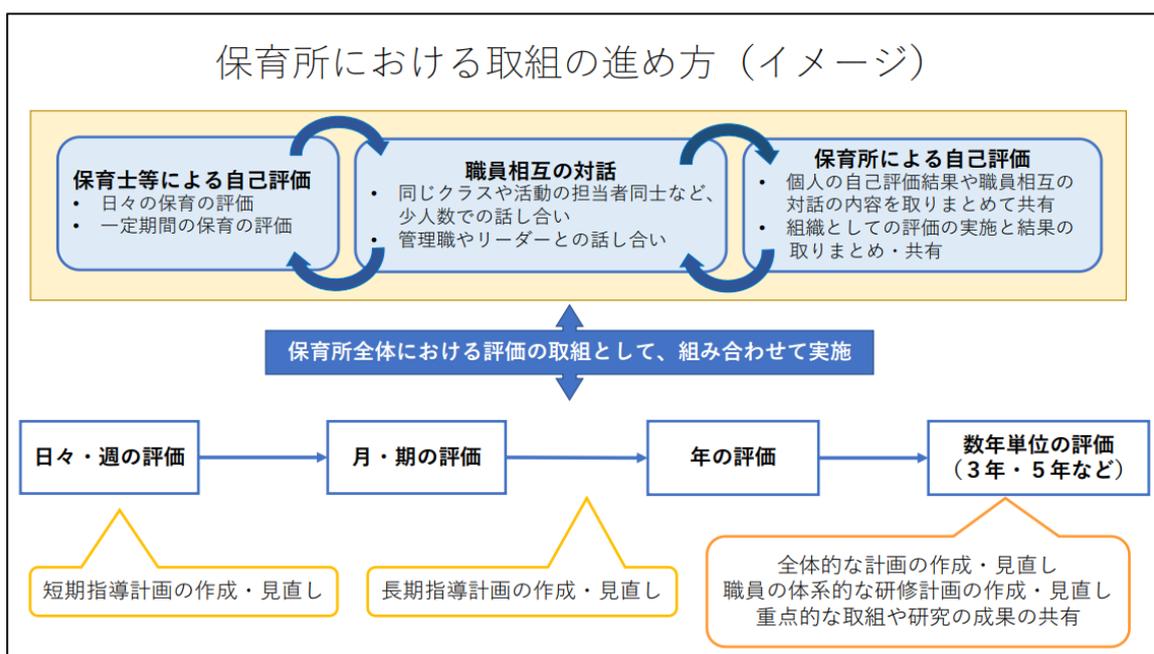
\* ガイドラインより

## 5) 自己評価の内容

### ①記録の活用 (ガイドラインより)

- 保育の記録は、自己評価の主要な材料であると同時に、記録する行為自体も保育を振り返る過程の一部として捉えられている。
- 記録には、保育の全体的な展開や子どもに関する記録、活動や出来事についてまとめ記録など、様々なものがある。また、言葉や文章だけでなく、写真や動画、保育環境の図を活用するといった形式・方法もある。
- 記録の活用を図る上では、記述内容が分かりやすいものとなるよう配慮する、整理の仕方や掲示・置き場所などを工夫するといったことも重要である。  
(記録における写真・動画・図の活用)

- また、項目や時系列に沿って記述を並べていくもの、文章としてまとめるものなど、記録の形式や方法も多様である。言葉や文章だけでなく、写真や動画、図など視覚的な情報を盛り込んだ記録もある。
- 子どもの表情や動作、遊びの中でつくったものや絵などを、その活動の過程も合わせて写真や動画に残したり、保育の環境全体を図として示し、そこに子どもの遊びの様子を書き込んだり、子どもの活動の展開過程を線でつなぎながら描いたりしていくことにより、後で振り返る場合や他の職員・保護者等と共有する際に、その時の実際の様子をより具体的に思い描きやすくなる。



## 6) 公表について

### ①自己評価の公表に関する根拠

社会福祉法 昭和三十六年法律第四十五号

第八章 福祉サービスの適切な利用 第一節 情報の提供等

(情報の提供)

第七十五条 社会福祉事業の経営者は、福祉サービス（社会福祉事業において提供されるものに限る。以下この節及び次節において同じ。）を利用しようとする者が、適切かつ円滑にこれを利用することができるように、その経営する社会福祉事業に関し情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、福祉サービスを利用しようとする者が必要な情報を容易に得られるように、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(福祉サービスの質の向上のための措置等)

第七十八条 社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立つて良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない。

2 国は、社会福祉事業の経営者が行う福祉サービスの質の向上のための措置を援助するために、福祉サービスの質の公正かつ適切な評価の実施に資するための措置を講ずるよう努めなければならない。

児童福祉法 昭和二十二年法律第百六十四号

第四十八条の四 保育所は、当該保育所が主として利用される地域の住民に対してその行う保育に関し情報の提供を行い、並びにその行う保育に支障がない限りにおいて、乳児、幼児等の保育に関する相談に応じ、及び助言を行うよう努めなければならない。

保育所保育指針 第1章 総則 1 保育所保育に関する基本原則

(5) 保育所の社会的責任

イ 保育所は、地域社会との交流や連携を図り、保護者や地域社会に、当該保育所が行う保育の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

## ②公表の方法

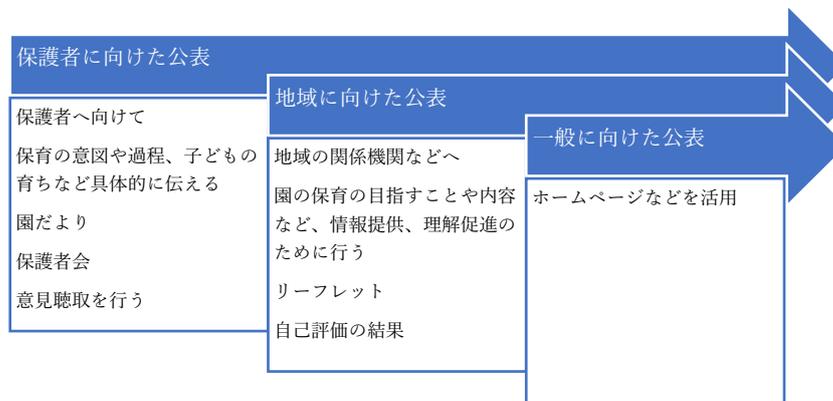
公表の方法についてもいくつかの方法がある。

### ○主に保護者に向けて公表し、意見を聞く場合

- ・園だよりなどに掲載し、日常の対話の機会などを通じて意見を聞く
- ・送迎時など、保護者の目に触れやすい場所に掲示し、付箋などに意見を書いてもらう
- ・保護者会などで報告し、保護者同士のグループで話し合い、意見をまとめる
- ・ICT やインターネットなどを使い、意見を求める

### ○広く地域住民等に向けて公表し、保育の内容等を伝えたい場合

- ・ホームページへの掲載
- ・リーフレットなどを作成し配布する



\*厚生労働省「保育所における自己評価ガイドライン研修会」2021 資料より

3) 公表事例；厚生労働省が 2021 年 2 月に行った自己評価に関する研修では、以下の 3 つの事例が紹介されている。

- ① チェックリスト；職員のチェックリストを集計し、相違がある点など、話し合い、園の評価を行う。その際、なぜそのように評価したのかについても追記する。
- ② 日々の記録や発信物を一定期間の自己評価結果の公表に活用する場合；保育の記録やドキュメンテーションなどを一定期間ごとに振り返り、それを園全体の評価につなげる。この場合、ガイドラインの評価の観点を参照し補うことも必要。
- ③ 園内研修・外部講師を含めた自己評価；園内研修の成果をまとめ、それを基に個々の自己評価、園全体の自己評価を作成する。この場合、ガイドラインの評価の観点を参照し補うことも必要。

## 2 福祉サービス第三者評価事業の特徴

### (1) 福祉サービス第三者評価事業の背景と根拠

#### ① 事業創設の背景と根拠

第三者評価は、福祉施設・事業者が提供する福祉サービスの質を事業者及び利用者以外の公正・中立な第三者評価機関が専門的かつ客観的な立場から評価する仕組みである。

2001（平成 13）年に事業が開始されたが、その背景は前年の社会福祉法制定を始めとする社会福祉基礎構造改革にある。介護保険制度の創設等によって福祉サービスが行政処分としての「措置」制度から利用者と事業者とが直接相対する「契約」制度へと大きく転換したことが契機であった。

制定された社会福祉法第 78 条では「福祉サービスの質の向上のための措置等」として次のように規定し、社会福祉事業の経営者は自ら良質な福祉サービスを提供する義務を負うとともに、国における福祉サービスの質の公正かつ適切な評価の実施に関する責務を定めた。

社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）

第八章 福祉サービスの適切な利用 第一節 情報の提供等

（福祉サービスの質の向上のための措置等）

第七十八条 社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない。

2 国は、社会福祉事業の経営者が行う福祉サービスの質の向上のための措置を援助するために、福祉サービスの質の公正かつ適切な評価の実施に資するための措置を講ずるよう努めなければならない。

## ② 第三者評価の目的

社会福祉法第78条の規定を踏まえ、「福祉サービス第三者評価事業に関する指針」（厚生労働省）では、第三者評価の目的を次のように定めている。

福祉サービス第三者評価事業に関する指針 1 福祉サービス第三者評価事業の目的等について

（2）福祉サービス第三者評価事業の目的

福祉サービス第三者評価事業は、個々の事業者が事業運営における問題点を把握し、サービスに質の向上に結び付けることを目的とするものであること。

なお、福祉サービス第三者評価を受けた結果が公表されることにより、結果として利用者の適切なサービスに資するための情報となること。

このように第三者評価の目的は2点あり、それぞれについて「福祉サービス第三者評価 評価調査者実践マニュアル」（平成31年3月：全国社会福祉協議会 福祉サービスの質の向上推進委員会 評価調査者部会）（以下、「マニュアル」という）では以下のように解説している。（抜粋して要点のみ表記）

（ア）サービスの質の向上に結び付けることに関して

- ・ 福祉サービスの質に関わる取り組みや成果（よいところ）等を明らかにする
- ・ 事業運営、実施する福祉サービスの具体的な改善点を把握し、福祉サービスの質の向上に結び付ける

（イ）受審結果の公表による利用者の適切なサービス選択に資することに関して

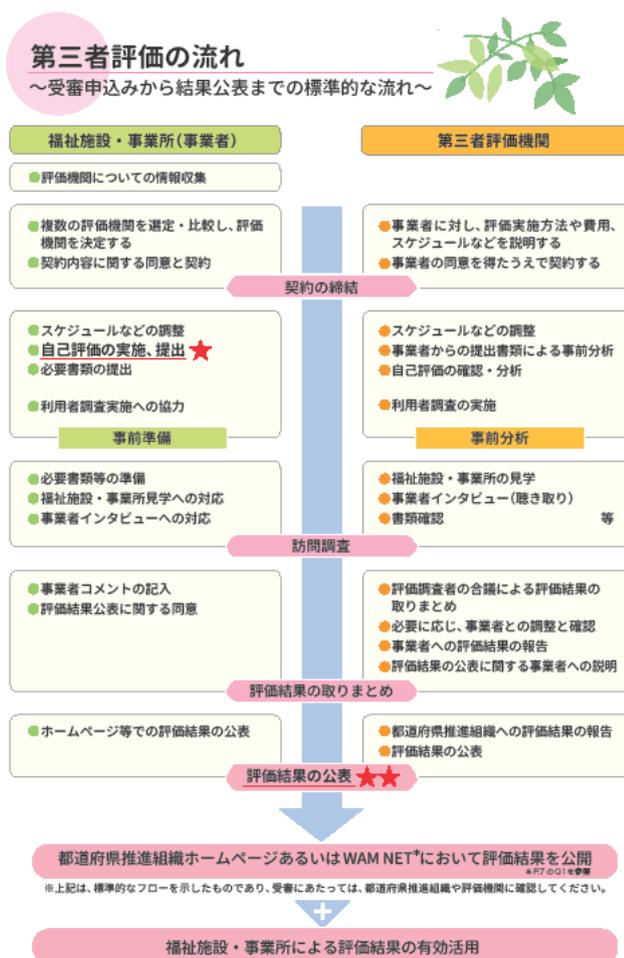
- ・ 利用者の適切な福祉サービスの選択に資する情報とする
- ・ 福祉施設・事業所としての説明責任を果たし、利用者や家族、地域からの信頼を高める

(2) 第三者評価の仕組み

① 受審プロセス、評価基準、判断基準、推進体制は以下のとおりである。

【受審プロセス】

福祉施設・事業所による自己評価、利用者調査、訪問調査、評価結果の公表などを行う。受審プロセスを通じて第三者評価の目的の理解と全職員の参加が重要。



02 福祉サービス第三者評価 活用のご案内

出典：「福祉サービス第三者評価活用のご案内」（全国社会福祉協議会）

## 【評価基準】

評価の基準は「共通評価基準」と福祉分野別の「内容評価基準」で構成している。共通評価基準は分野を問わず福祉施設・事業所が共通に取り組む事項を評価する基準（45項目）である。一方、内容評価基準は各分野の特性や専門性を踏まえた福祉サービスの状況を評価する基準となっている（保育所版の場合は20項目）。

### 共通評価基準

全ての福祉施設・事業所に共通の項目

- I 福祉サービスの基本方針と組織**
  - 1. 理念・基本方針
  - 2. 経営状況の把握
  - 3. 事業計画の策定
  - 4. 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取り組み
  
- II 組織の運営管理**
  - 1. 管理者の責任とリーダーシップ
  - 2. 福祉人材の確保・育成
  - 3. 運営の透明性の確保
  - 4. 地域との交流、地域貢献
  
- III 適切な福祉サービスの実施**
  - 1. 利用者本位の福祉サービス
  - 2. 福祉サービスの質の確保

### 内容評価基準 (保育所版)

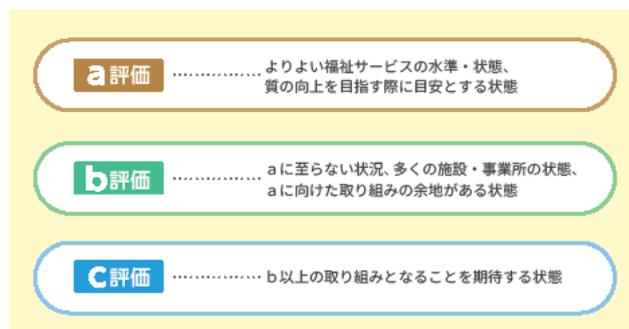
- A-1 保育内容
  - A-1-(1) 全体的な計画
  - A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開
  - A-1-(3) 健康管理
  - A-1-(4) 食事
  
- A-2 子育て支援
  - A-2-(1) 家庭との緊密な連携
  - A-2-(2) 保護者等の支援
  
- A-3 保育の質の向上
  - A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）

## 【評価における判断基準（a、b、c）】

評価基準ごとに「a、b、c」を判断するが、それは「よりよいサービス水準へ誘導するための基準」であり、評価時点での到達点を示すものである。

### ■ 評価結果は、よりよい福祉サービスに向けた「到達度」です。

『福祉サービス第三者評価基準に関する指針』では、a・b・c評価の判断基準を次のように示しています。



評価結果は福祉施設・事業所の格付けや順位付けを行うものではなく、福祉施設・事業所の理念や基本方針を具体化し、よりよい福祉サービスの実現に向けた「達成度」を示すものです。

### ■ 評価結果は、利用者・家族への適切な情報提供と福祉施設・事業所での質の向上や改善に活用できます。

評価結果の公表様式には、福祉施設・事業所の理念や基本方針、特徴的な取り組みなど、福祉施設・事業所の取り組みをアピールできる項目が記載されます。  
また、評価項目ごとに判定理由等のコメントが記載されます。



05

出典：「福祉サービス第三者評価活用のご案内」（全国社会福祉協議会）

## 【推進体制】

全国社会福祉協議会（以下、「全社協」という）と各都道府県に置かれた第三者評価の推進組織（以下、「都道府県推進組織」という）とで事業を推進している。評価機関の認証や評価調査者養成研修等は基本的には都道府県推進組織が担っている。



出典：「福祉サービス第三者評価活用のご案内」（全国社会福祉協議会）

- ② 各福祉分野における受審義務の有無、費用補助の有無など  
福祉分野ごとに受審義務の有無、費用補助の有無が異なっている（都道府県によって取扱いが異なる場合があるので留意が必要）。

(ア) 保育所

5年ごとの受審が努力義務となっている。受審料の半額程度を公定価格の加算として補助（上限15万円）。

(イ) 高齢者

受審は任意で、費用補助はない。厚生労働省は平成30年3月26日付け厚生労働省社会・援護局長、老健局長連名通知「高齢者福祉サービス事業所等における第三者評価の実施に係る留意事項について」を发出して受審を促している。

(ウ) 障害者・児

受審は任意で、費用補助はない。厚生労働省は高齢分野と同様に、平成30年3月29日付け厚生労働省社会・援護局長、障害保健福祉部長連名通知「障害福祉サービス事業所等における第三者評価の実施に係る留意事項」を发出して受審を促している。

(エ) 社会的養護関係

3年に1回の受審が義務となっている（各都道府県知事他あて平成27年2月17日付け雇児発0217第6号、社援第0217第44号「社会的養護関係施設における第三者評価及び自己評価の実施について」）。3年に1回に限り31万4千円を上限に措置費の第三者評価受審費加算を算定できる。

(3) 第三者評価の受審による効果

福祉施設・事業所における効果には以下の点が挙げられる。（マニュアルから抜粋して要約）

- ① 職員のサービスの質に対する意識や改善意欲、福祉サービスの提供への責任感が高まる
- ② 第三者評価基準が求める福祉サービスの質を理解する機会となる
- ③ 福祉サービスの質の向上に向けた組織的、継続的な取り組みを促進する
- ④ 自己評価の実施によって福祉施設・事業所の福祉サービスの現状を把握する取り組みとなる
- ⑤ 自己評価をとおして日々の福祉サービス提供を振り返ることにより、改善に向けた課題や取り組みが職員に共有され、その組織的な取り組みにつながる
- ⑥ より良い福祉サービスに向けたさらなる目標設定や体制づくりに活用できる
- ⑦ 受審結果の公表によって地域の人々等に対して福祉サービスの質の向上に取り組む福祉施設・事業所であることの理解を促がす機会となる

(4) 評価機関及び評価調査者の役割

評価機関の基本的な役割は、第三者評価の目的を達成するために福祉施設・事業所自

らが改善に取り組むことへの後押しである。

そのためには、まず福祉施設・事業所が第三者評価を活用したいという動機を持つことが重要で、評価機関としては福祉施設・事業所ができる限り効率的に取り組めるように、負担が少ないように配慮する必要がある。適切な評価のプロセスを踏み、限られた情報の中から根拠のある評価結果を示すことが重要である。

改めて第三者評価のプロセスを整理すると次のとおりである。

- ステップ1 福祉施設・事業所への事前説明（第三者評価の目的、評価基準の説明）
- ステップ2 全職員の意見の把握（職員自己評価）
- ステップ3 利用者の意見や意向の把握（利用者調査）
- ステップ4 訪問調査事前の資料（福祉施設・事業所の概要、理念・基本方針、事業運営上の課題、利用者及び職員の状況など）の入手と活用、事前分析
- ステップ5 上記1, 2, 3, 4を活用した訪問調査（ヒヤリング）
- ステップ6 評価の決定（合議・報告書の作成）
- ステップ7 報告会（報告結果の説明や福祉施設・事業所との意見交換）



根拠ある評価結果の提示による福祉施設・事業所側での活用促進

#### ステップ1、2（事前説明～職員自己評価）（職員参加と負担軽減に留意しつつ）

福祉施設・事業所が第三者評価を有効活用できるためには第三者評価の目的の理解と全職員の参加がカギとなる。そのためには法人や管理者（園長など）が方針を明確に打ち出して職員の理解を得ることが不可欠である。

そのため、評価機関には法人や管理者（経営層）に対する適切な説明と、何よりも全職員の参加による自己評価の実施が重要であり、その時間の確保も課題となる。評価の適切性を期すことを基本としながら職員の負担軽減につながるプロセスや取組みを意図しなければならない。例えば、事前説明会に全職員が参加できるように福祉施設・事業所の都合や勤務体制等に応じて複数回開催するなどの配慮が必要である。また、演習を組み合わせる理解を促すなど説明方法の工夫も求められる。

#### ステップ3 利用者の意見や意向の把握（利用者調査）

利用者調査には①アンケート調査、②聞き取り調査（面接調査）、③場面観察、さらに①～③の組み合わせ、といった方法がある。適切な方法によってできる限り全数調査を目指すことが重要である。

アンケート調査ではスマートフォンなどで入力する方法で行う評価機関

が増えてきている。また、特に面接調査ではサービス分野によってコミュニケーションに工夫が必要となる場合があり、その分野に精通している評価調査者の配置が必要であるなど、評価機関にはより適切な利用者調査の実施に向けた取組みが求められる。

福祉施設・事業所においては多様な機会や方法によって利用者の意向把握に取り組んでいると思われる。しかし、利用者が匿名で第三者に意見・意向・苦情などを表明できる機会は、福祉サービスを利用する立場からは権利擁護・権利実現の機会として保障されるべきではないだろうか。

#### ステップ4 資料の入手とその活用、事前分析

訪問調査時に適切な資料確認と質問を行うためには、職員自己評価と利用者調査の精読による事業所の現状と課題の想定が必須である。また、あらかじめ福祉施設・事業所から入手した評価に関する資料や公開されている情報（ホームページなど）を確認し、評価基準に関連させながら現状を把握することも不可欠である。

このような取組みは質問や確認事項などの明確化・焦点化につながり、ヒヤリング時間を効率化させる。

#### ステップ5 上記の1～4を活用した訪問調査（ヒヤリング）

訪問調査に対応する受審する側の職員は、組織の規模やサービス内容による違いはあるものの、責任をもって対応・回答ができる立場の職員である必要があるため、事前の調整が必要である。責任ある職員からのヒヤリングは適切な評価につながると同時に、対応した職員において責任感の高まりやより良い職務遂行への動機付けにもつながる。

また、ヒヤリングで根拠（職員自己評価の結果、文書・記録、利用者調査の結果等）に基づいた対話を進めることによって、今後の取組みのあり方や改善点などに関して福祉施設・事業所側の気づきを深めることにつながる。

#### ステップ6、7 評価の決定～報告会

評価機関は上記プロセスと合議を経て評価結果の報告書原案を作成する。原案は送付する場合や訪問して説明する場合があり、あらかじめ調整を要する。その後、福祉施設・事業所が確認、修正、追加等を行って合意を図る。

評価結果の報告会の開催を評価機関が提案する場合もあり、福祉施設・事業所側から求められる場合もある。いずれにしても報告書の記載に留まらない意見交換の機会であり、気づきを促し、改善への動機づけが進む。福祉施設・事業所にとって第三者評価のより良い活用につながる取組みである。

また、利用者（あるいは家族）対象に報告会を開催する福祉施設・事業所もある。利用者調査や第三者評価の結果、事業者の特徴的な取組みなどを報告し、意見交換する。

報告会を開催するかどうかは法人や福祉施設・事業所の方針、組織の規模やサービス種別などによって異なるが、評価機関が留意すべき点は、報告会への適切な評価調査者の配置はもとより、福祉施設・事業所の負担が少ない日程調整や分かりやすい資料作成や説明、などである。

### （５）第三者評価の課題

事業開始から約 20 年が経過し、第三者評価は様々な課題が指摘されている。そのため、全社協は「福祉サービス第三者評価事業のあり方に関する検討会」を設置して課題の整理と今後の方向性の検討を行い、2022（令和 4）年 3 月に報告書を取りまとめた。

同報告書では「検討すべき課題」として以下の 5 点を掲げている。

- ① 福祉サービス第三者評価事業の意義・目的の再整理
- ② 「ナショナルセンター（仮称）」の設置に向けた検討
- ③ 評価機関を存続させるためのビジネスモデルの検討
- ④ 社会福祉施設・事業者の選択による評価の仕組みの導入に関する検討
- ⑤ 利用者の選択に資するための公表への改善

（※詳細は全社協ホームページ参照 <http://www.shakyo-hyouka.net/pdf/p-20220304.pdf>）

## 3 本事例集の活用にあたっての留意点

自己評価か第三者評価の活用かを問わず、保育所等において外部の視点をどのように取り入れて保育の質の向上に生かしているか、の視点をベースに以下の三つに分類して掲載した。

自己評価と第三者評価それぞれの特徴を生かしている事例

地域住民等からの意見を反映している事例

学識経験者等を活用（公開保育を含む）している事例

また、各事例において参照していただきたいことを、それぞれ「この事例のポイント」として明示した。お読みいただく保育所等において、さほど地域性や法人特性によらずに活用のヒントになり得るのではないか、取り組みやすいのではないか、と考えられる視点で示したものである。

### Ⅲ 事例

自己評価、第三者評価それぞれの  
特徴を生かしている事例

法人の中期経営計画に基づくPDCAサイクルでの質の向上  
 —公開保育や第三者評価等の活用、改善に向けた計画化

基本情報			
事例No.	1	種別	<input checked="" type="checkbox"/> 認可保育所 <input type="checkbox"/> 保育所型認定こども園
運営主体	公立 <input type="checkbox"/> 社会福祉法人 <input type="checkbox"/> 株式会社 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
地域	東京都外	人口	47万7千人
保育所の利用定員	定員 120名 (内乳児30名)		
直近の第三者評価の 受審状況	最新受審年度 2019年 (受審回数4回)		

—自己評価の取組み—

**チェックリストの活用と外部の  
視点（公開保育、研修、共同研  
究、ボランティア等**

自己評価は限定的な意味ではチェックリストだが、広い意味では記録の振り返りや研修、公開保育や保護者の意見など、様々な機会が自らを振り返る契機としている。

チェックリストは非常勤職員も含めた全ての保育士が行う。その結果から課題を整理し、職員会議で検討して改善案を次年度の事業計画に盛り込んで具体化を図っている。

公開保育は、法人内の児童関係の施設と相互に行うものと、市内の保育団体に加盟している保育園同士が持ち回りで行うものがあり、年間複数回の機会がある。公開保育の実施にあたっては、お互いの保育を観察する際の視点を明確化して行い、自ら抱える課題に対し具体的に意見、評価、助言を得られる機会になっている。

学識経験者を招聘しての研修では、保育現場を観察した上で助言があり、他法人の園の見学を行うこともある。研修で得た助言をもとに改善に向けた取組みを行っている。

また、地域のシニア世代や学生、子どもたち等幅広くボランティアを受け入れているが、ボランティアとのゆったりした関りでの子どもの様子を見ることで、自分たちの保育を振り返ることがある。

現在、当園では重症心身障害児の利用があり、より良い対応に向けて、地元の医療・福祉系大学と共同研究を行っている。

— 第三者評価を活用した取組み —  
**法人によるPDCAの取組み—  
受審から事業計画への反映**

法人の中期経営計画に福祉サービス第三者評価を活用することを掲げて、毎年度法人内の複数の事業所を計画的に受審させ、法人全体でサービスの質の向上に努めている。

法人で所管する委員会を定め、その年度に受審した事業所は委員会に受審結果を報告する。具体的には、受審に向けてどう取り組んだか、気づき、評価の高かった項目、評価の低かった項目、改善点、今後の取組み、などに整理して報告している。それらは次年度の事業計画に盛り込んでいる。

前々回の評価では、専門職の活用、育成について課題を指摘されたことを受けて、専門職の育成指導の組織化を法人として取り組んだ。

前回の受審では、「保護者会の位置づけや利用者満足に関する調査への取組みにおいて体制が不明確」と指摘されたことを受けて、保護者との信頼関係を強化しようと、保育室の前にその日の保育ドキュメンテーションを貼り出したり、子どもたちの“つぶやき”を拾って保護者に伝えたり、できる限り保護者に子どもの様子を紹介する取組みを強化した。

評価項目を読み解きながら振り返り、訪問調査ではヒヤリングのやりとりがあり、自分たちの取組みが意味づけされていく。強みや弱みが明確になり、進むべき姿が確認できると感じている。

### この事例のポイント

- ◇ 法人の中期経営計画で第三者評価の活用を掲げ、組織的に取り組んでいる。
- ◇ 公開保育、地元大学との共同研究、学識経験者の研修、ボランティアとの交流等、幅広く外部の視点を導入している
- ◇ 評価、意見を受けるための取組み、課題の整理から改善計画、具体化・実践化というプロセスが定着し、自浄機能が働く仕組みとなっている

自己評価を元にしたPDCAサイクル実践と、第三者評価の  
受審結果を踏まえた組織体制づくり（委員会を新設）

基本情報			
事例No.	2	種別	<input checked="" type="checkbox"/> 認可保育所 <input type="checkbox"/> 保育所型認定こども園
運営主体	公立 <input type="checkbox"/> 社会福祉法人 <input type="checkbox"/> 株式会社 その他（ <input type="checkbox"/> ）		
所在地	東京都	人口	13万人
保育所の利用定員	定員 110 名（内乳児 48 名）		
直近の第三者評価の 受審状況	最新受審年度 2022 年（受審回数 5 回）		

—自己評価の取組み—

自己評価結果の職員間共有とP  
DCAサイクルの意識づけ

職員の意識高揚（モチベーションの向上）や意識改善のために職員の意向把握に努めた。

具体的には、園長の思いと全体計画を提示し、職員組織編成の工夫や園の経営

方針に関して職員から自己申告書を提出させ、年間3回の面接を行って行動目標やその取組みに関する自己評価等の確認をした。この取組みは年々見直ししながら進めている。

自己評価結果は職員会議で共有しており、日々の活動や行事の実施に関してPDCAサイクルの手法を導入し、検証（チェック）から次の取組み（アクション）を企画・立案するようになってきている。

当園は創立70年を超え、良き習慣も悪しき習慣もあるのが現状で、この悪しき習慣を改善するために取り組んでいる最中である。

なお、評価結果は法人理事会並びに評議員会で園長が説明に努め、こういった一連の仕組みを肯定的に捉えていただいている。

—第三者評価を活用した取組み—

## 受審結果を受けて改善に向けた 委員会の設置

第三者評価の受審結果をどのように生かすかが重要で、受審後にその結果を分析した上で全職員が課題等を共有しながら意見を擦り合わせていく作業が不可欠と考えている。

前回の受審では、経営理念に関する職員や保護者の意向を把握することができた（データや記述式の意見等）。そこにより良い園の経営につながるヒント（課題）があるので、それを解決することが園全体の向上に繋がると考えた。

そこで、改善課題を抽出して園児にとっても保護者にとってもより良い園となるよう以下の取組みを始めた。

- ① 「より丁寧な保育の実践」—接遇と傾聴の姿勢の重視
- ② 「環境構成委員会（4～5名の委員）の設置」—子どもたちにとってのより良い環境の整備
- ③ 「運営委員会（園長と主任、各リーダーで構成）の設置」—重要課題を積極的に検討する場の設定
- ④ 「お散歩マップ」—年齢に応じたマップ作成と職員間での情報共有

### この事例のポイント

- ◇ 自己評価の結果の共有にとどまらず、PDCAサイクルの実践に結び付けようと試みている
- ◇ 第三者評価の受審結果（特に職員や保護者の意向）を踏まえ、改めて改善課題の抽出を行っている
- ◇ 改善に向けて具体的な体制整備を図っている（環境構成委員会および運営委員会の新設）
- ◇ 振り返りによって自浄作用（機能）の獲得・定着に努めている（自己評価、第三者評価の活用）

自己評価も第三者評価も実施過程でしっかりと保育を振り返り、全体的な計画や事業計画に掲げて実践化

基本情報			
事例No.	3	種別	<input checked="" type="checkbox"/> 認可保育所 <input type="checkbox"/> 保育所型認定こども園
運営主体	<input type="checkbox"/> 公立 社会福祉法人 株式会社 その他（ ）		
所在地	東京都外	人口	36万9千人
保育所の利用定員	定員 138名（内乳児0名）		
直近の第三者評価の 受審状況	最新受審年度 2021年（受審回数2回）		

—自己評価の取組み—

**課題解決の取組みは全体的な計画や事業計画に反映**

自己評価は毎年度、各職員が行って主任がまとめ、結果は職員会議で報告して全員で共有している。

単年度で解決できないことや何度も課題になることがあるため、課題解決の取

組みは全体的な計画に取り入れている。子どもへの関わりについて話し合い、「安心して子どもが気持ちを表せるようにするために」という目標を実践できるように研修予定などを含め事業計画にも盛り込むようにしている。

保護者アンケートは毎年度に行って回答は伝えている。自己評価は課題を洗い出して改善するものと考え、これまで結果は外部へ公表していなかったが、園として実践していることや工夫したこと、保育士が頑張っていることも記載しているので、今後は公表することを検討したい。

—第三者評価を活用した取組み—

## 指摘を踏まえて安全管理をより徹底

公立保育園のため、第三者評価を3年ごとぐらいで定期的に受審している。事前にマニュアルと園の環境を見直し、保育士、給食担当など含め全職員で確認して受審している。

前回の受審では安全対策に関してさらに取り組むよう指摘があった。

郊外型の園で園庭に柵はあるが、不審者や野生動物の入り込みが可能ではないかという心配があった。そのため警察による不審者対応の訓練を受けるとともに、出入り口の施錠を徹底した。さらに、他園での事故のニュースがあった際には改めて設備や運用状況の点検を行って取組みを補強し、保護者にも周知した。

—第三者評価を活用した取組み—

## 受審に向けて保育実践を振り返る好機に

第三者評価には保育マニュアル、環境・危機管理マニュアルなどを年度初めから全員で一つ一つできているかを確認して取り組んでいる。時間をかけて保育の実践を振り返り、改善を意識する機会

となっている。年度毎の事業計画の取組みとしても位置付け、課題の改善につながる実践を意識している。

また、第三者評価の結果は公表するため園の強みを広く知らせることができるし、保育士の自信にもなり、保護者にも園の取組みを、自信を持って伝えられる。想定外に外部の視点から課題を提示されるので効率的に改善につなげることもできる。

### この事例のポイント

- ◇ 課題解決の取組みを全体的な計画や事業計画に盛り込んでいる
- ◇ 第三者評価を定期的に受審する方針のもとで受審する年度には時間をかけて保育を振り返っている（マニュアルの確認など）
- ◇ 受審結果を踏まえて計画的に改善に取り組み、保護者にも周知している
- ◇ 課題と取組みの可視化に努めている（振り返りと全体的な計画への反映など）

特に第三者評価の受審に伴って行う利用者調査の結果が職員の認識を深めている

基本情報			
事例No.	4	種別	<input checked="" type="checkbox"/> 認可保育所 <input type="checkbox"/> 保育所型認定こども園
運営主体	公立 <input type="checkbox"/> 社会福祉法人 <input type="checkbox"/> 株式会社 その他 ( )		
所在地	東京都	人口	19千5千人
保育所の利用定員	定員 80名 (内乳児26名)		
直近の第三者評価の受審状況	最新受審年度 2022年 (受審回数2回)		

—自己評価の取組み—

### 自己評価結果に基づく改善課題はフロア会議でしっかり共有

自己評価の結果に基づき、保育室の配置替えや新しい教具教材の整備などに取り組んだ。

改善課題は職員会議を経て各フロア会議で共有している。フロア会議の時間帯

は事務職員が保育に入って保育士が会議に参加できるように支援している。

そのほか、当法人が運営する多数の保育所間で相互に研修する取組み、市による巡回指導、発達が気になる子どもに関する児童発達支援事業所による助言など、外部の視点を保育に生かす機会がある。

評価結果は次年度の研修計画に反映している。地域に対しては特段に情報発信はしていないが、保護者等には連絡帳や日々のコミュニケーションで伝えるとともに、改善結果を肌で感じてもらえていることを、連絡帳や日々のコミュニケーションで確認している。

—第三者評価を活用した取組み—

## 第三者評価における職員自己評価と利用者調査が貴重な示唆に

法人の方針で、全ての園が同じ評価機関で3年に1度のペースで受審している。

当園では、第三者評価での利用者調査や職員自己評価の結果を受けて、①散歩等の外遊びの増加、②部屋の中の配置変更、③職員の服装・態度等の再検討、④子どもの家庭での食生活習慣の改善、⑤子どもの発達の課題に悩む保護者等への社会資源の紹介、などに取り組んだ。

内部および外部の者の素直な違和感が職員の気づきにつながったり、認識が十分に広がらなかったところを、利用者調査を契機に深く認識したりすることにつながっている。

第三者評価の受審によって得られることは以下のように考えている。

### 1 利用者（保護者等）の意見や評価を客観的に収集

利用者に対する調査は大きな行事をした際に調査する程度で、総合的に利用者の評価を把握する取組みとして評価機関からレポートされるアンケート結果は貴重な情報となっている。

### 2 評価機関が取組む職員アンケートも貴重な情報

施設として様々な取組みを実施して、それらを職員に周知しているが、意外に理解していないといったことが判明する。

## この事例のポイント

- ☆ 自己評価や法人内外の資源を生かして外部の視点の導入に取り組んでいる
- ☆ 自己評価に取り組みつつ、それとは別に第三者評価の実施に伴う利用者調査や職員自己評価の結果を重視している
- ☆ 園の課題の可視化に努めている（第三者評価の利用者調査や職員自己評価の活用）

第三者評価結果を踏まえ、改善の取組みの目標レベルを整理して実践化—取り組めるもの、工夫できそうなものなど—

基本情報			
事例No.	5	種別	<input checked="" type="checkbox"/> 認可保育所 <input type="checkbox"/> 保育所型認定こども園
運営主体	公立 社会福祉法人 株式会社 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">その他（公益財団法人）</span>		
所在地	東京都外	人口	36万9千人
保育所の利用定員	定員 60名（内乳児3名）		
直近の第三者評価の受審状況	最新受審年度 2021年（受審回数4回）		

—第三者評価を活用した取組み—  
**指摘のあった一つひとつの改善課題に対して工夫を重ねる**

法人として5年ごとに受審する方針である。

前回の第三者評価で指摘のあった改善課題については以下のような取組み状況であった。

- ・ 経営状況の把握、事業計画策定  
当法人で経営状況の把握は把握しているが、具体的な計画への反映の取組みにはいかなかった。
- ・ 地域交流、地域貢献  
コロナ禍で地域との関係がほとんど取れない状況になっている中でも工夫し、園児たちの手作りカレンダーや手作り収納ボックスを地域の高齢者施設や老人会へプレゼントすることでとても喜ばれている。
- ・ 保育サービスの質の確保  
コロナ禍で行事の参加が難しい3歳未満児クラスはICT化を活用し行事の様子を配信した。
- ・ 環境設定

限られたスペースの中で工夫して食事や午睡のスペースを作った。

- ・ ICT化

目が見えない方への周知方法を工夫し、声かけを強化して伝えるように努めた。

- ・ 家庭との連携

ICT化により保護者への配信が充実しつつあるが、保護者とのコミュニケーション力も登降園の際に意識的に直接の声掛けをしていくよう努めた。

—第三者評価を活用した取組み—

### 外部環境の変化に対応できているかを振り返る機会に

自己評価はより現場視点のものが多いのに対して、第三者評価は園全体の取組みについて評価してもらえるものと認識している。

時が移れば人の生活も変わり、保育内容も変化していく中で、第三者評価の受審によってそういった変化に取り残されていないか、自分たちの保育は改善されているのかを定期的を確認するための大切な機会と捉えている。

保育の質を上げる取組みとしては非常に重要で、今後も前向きに取り組んでいきたい。

### この事例のポイント

- ◇ 第三者評価の受審結果を踏まえて、しっかりと改善に取り組めたもの、抜本的な改善は難しいが工夫したもの、取り組めなかったもの、など現状を踏まえた対応に努めている
- ◇ 外部環境の変化への対応状況を測る指標として第三者評価を位置付けている

## グループディスカッションによる保育目標の振り返り—職員間の価値観の共有

基本情報			
事例No.	6	種別	<input checked="" type="checkbox"/> 認可保育所 <input type="checkbox"/> 保育所型認定こども園
運営主体	公立 <input type="checkbox"/> 社会福祉法人 <input type="checkbox"/> 株式会社 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
地域	東京都外	人口	19万2千人
保育所の利用定員	定員 70名 (内乳児 38名)		
直近の第三者評価の 受審状況	最新受審年度 2019年 (受審回数 1回)		

—自己評価の取組み—

### 保育目標についてグループディスカッション

第三者評価の受審から3年が経過して職員の入れ替わりもあったため、保育目標について乳児の育児担当制保育、幼児の異年齢保育等の日常の保育に照らし合わせながらグループディスカッションで

自身を振り返る機会を設けた。

そこでは、心の健康、大人の余裕、子どもの思いを感じる、大人の関わり方、遊び込める環境、などについて意見交換した。積極的に意見が出て多くの職員が発言できた。中には「大きな声を出してしまった」「言葉がけが不適切だった」と反省の声もあり、自身を振り返りながら他の意見を聞いて気づきや共感の中で共通認識が持てた。

そのほか、法人の主任会では「風通しの良い職場づくり」をテーマに一年間を通して取り組んでおり、園では保育目標について話し合いの場を持っている。会議には非常勤職員にも参加してもらい、総括と合わせて計4回の会議を実施した。

—第三者評価を活用した取組み—  
**園にとって気づきの機会、利用  
希望者へのPRにも**

元々は行政から民営化された際に第三者評価の受審が必須だったところからスタートしている。

法人として保育内容の必要な見直しや職員の資質向上に資するとの認識に基づ

いて継続的に受審する方針である。受審する園の箇所数は毎年2か所程度とし、大規模園と小規模園を基本としつつ各園の状況を踏まえて選定することとしている。

第三者評価は気づきの機会になる。また、利用希望者に対してPRするツールにもなると考えている（園の玄関付近に評価の結果を掲示し、ホームページでも公表している）。

**この事例のポイント**

- ◇ 第三者評価の受審から3年が経過したことを契機に、改めて自己評価を通じた共通認識づくりを工夫している（グループディスカッション）
- ◇ 法人として第三者評価を受審する目的や位置づけを明確に方針化している



地域住民等からの意見を反映して  
いる事例

第三者委員を苦情解決の仕組みにとどめず、より積極的な存在と位置づけて助言・意見を得ている

基本情報			
事例No.	7	種別	<input checked="" type="checkbox"/> 認可保育所 <input type="checkbox"/> 保育所型認定こども園
運営主体	公立 社会福祉法人 <input type="checkbox"/> 株式会社 その他 ( )		
所在地	東京都	人口	28万8千人
保育所の利用定員	定員 80名 (内乳児 35名)		
直近の第三者評価の 受審状況	最新受審年度 2021年 (受審回数 3回)		

—自己評価の取組み—

**第三者委員をより積極的な存在  
に位置づける**

外部の声を得られる重要な機会は、①行政による巡回指導、②第三者委員（運営委員会委員でもある）、である。

行政の保育課から不定期に年2～3回、園長経験者も含めた行政職員が巡回

指導に訪れる。主に保育士の配置、子どもたちの安全確保、の2点を確認される。事前予告はなく、普段の園の様子を見てもらっている。

第三者委員には、会社（本部）が自治会関係者2人、民生・児童委員1人に委嘱している。特に第三者委員の存在は大きく、できるだけ園の経緯をよくご存知の方に継続的に引き受けていただいている。

第三者委員から、系列園同士でもいいので小学校入学までに子どもたちが他園の子どもたちと交流する機会を設けてはどうかと意見をいただいた。当園では以前は交流の機会を設けてきたが、コロナ禍で中断していた経緯があった。現在、実施に向けて検討中である。

—第三者評価を活用した取組み—

## 受審結果から気づきを得て実践化する

受審結果を踏まえて、保護者が意見を言いやすい環境づくりに取り組んだ。

園だよりに何回か積極的に苦情や意見をお寄せくださるよう記載したり、園内に第三者委員の相談先を掲示したりし

た。保護者からの意見はそれまでA4版だった掲示物をA3判に拡大し、行事ごとのアンケート、運営委員会の議題と内容報告を大きく掲示した。

以前はあまり気が付かなかったことだが、どんどん苦情や意見をいただける園になりたいと思い、毎朝、苦情箱の中身を確認、入っていたらありがたいと考えてきた。苦情は利用者のニーズであり、保育園が成長・発展していくうえで貴重な声だと考えている。

### この事例のポイント

- ◇ 苦情解決の仕組みとして受け身になりがちな第三者委員の存在を、より積極的に位置付けている
- ◇ 第三者評価の受審結果から、これまであまり気が付かなかったことに示唆を得て、実践化している
- ◇ 保護者の信頼を得られるよう、保護者が意見を言いやすい環境づくりに取り組んでいる



学識経験者等を活用（公開保育を  
含む）している事例

地域にある資源や仕組みを活用して保育の改善へ

—幼児教育アドバイザーの活用

基本情報			
事例No.	8	種別	<input type="checkbox"/> 認可保育所 <input checked="" type="checkbox"/> 保育所型認定こども園
運営主体	<input type="checkbox"/> 公立 <input type="checkbox"/> 社会福祉法人 <input type="checkbox"/> 株式会社 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
所在地	東京都外	人口	2万3千人
保育所の利用定員	定員 90 名（内乳児 30 名）		
直近の第三者評価の 受審状況	最新受審年度 — 年（受審回数 0 回）		

—自己評価の取組み—

### 公開保育～保育教育アドバイザーの活用

県の教育委員会・乳幼児教育支援センターの幼児教育アドバイザー（園・所での勤務経験が豊富で専門的な知識を有する）を公開保育に活用している。

アドバイザーによる保育実践の観察後評価と、それをもとに他園の保育士も含めてカンファレンスを行っている。2年目の取組みで、年8回実施している。テーマは、課題と感じていること、助言をもらいたいことを職員会議で取り上げ決定している。保護者への関わりや、発達の見方、保育の組み立て方、生活習慣、週案や日案の作り方等全般的に取り組んできている。

アドバイザーの指摘を踏まえて、具体的には以下のような改善に取り組んできた。

#### ① 週案、日案の作り方

職員会議で検討しながら様式を変更した。分断したカリキュラムではなく、1週間同じ遊びの中で、1週間の見通しをもってねらいを持ち、子どもの姿を共有して次の日につなげながら遊びを展開していくという方法に切り替えた。それによって1週間の保育の組み立てや子どもの姿の共有など、保育士同士がよく語り合うように

なった。子どもも準備を主体的にしたり、工夫して遊んだりする姿が見られるようになった。

この取り組みは市内の園長会でも報告し、様式検討委員会を市で立ち上げた。今年度は週日案の立て方をアドバイザーから助言を得て検討し、当園をヒントにどの園も週日案の様式を変更した。

## ② 園庭の環境改善

保護者にも協力を呼びかけ、不要となったなべなど持ち寄ってもらい一緒に園庭づくりに参加してもらった。自然を生かして遊ぶ園庭に激変し、卒園児や他園保育士からも羨ましがられるものになった。

上記のほか、県の教育委員会には保育ソーシャルワーカー派遣制度もあり、保育士の様々な相談に応じている。

—自己評価の取組み—

### 協働のまちづくりネットワークの活用

市で行っている協働のまちづくりネットワークに参加し、防災や交流、街おこしなどに取り組んでいる。

自治会長やPTA、学校の先生、そのほか地域住民、市議、女性会、老人ホーム

職員等が参加している。小学生・中学生が誰でも参加しやすいようポッチャの地域ルールを作って盛り上げている。

また、コロナ禍で3年間はほとんどできていないが、地域住民と一緒に防災訓練を行っている。保育園を地域の人たちから認識してもらえるよう一緒に取り組んでいる。

### この事例のポイント

- ◇ 公開保育の取組みに県の仕組み（保育教育アドバイザー）を活用し、具体的な改善につなげている
- ◇ 改善の取組みの成果を他園、他地域の取組みに波及させている
- ◇ 地域のネットワークに参加して地域との関わり・協働を生み出し、地域からの信頼を得られるよう取り組んでいる（自治体、地域住民、教育や商業、高齢や障害等などの幅広い社会資源）

職員主体、開かれた保育へ  
 公開保育のとりくみ  
 —外部の目を入れることの抵抗感を超えて

基本情報			
事例No.	9	種別	<input checked="" type="checkbox"/> 認可保育所 <input type="checkbox"/> 保育所型認定こども園
運営主体	公立 <input type="checkbox"/> 社会福祉法人 <input type="checkbox"/> 株式会社 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
所在地	東京都外	人口	31万7千人
保育所の利用定員	定員 90名 (内乳児2名)		
直近の第三者評価の 受審状況	最新受審年度 ー 年 (受審回数0回)		

—自己評価の取組み—

公開保育の導入—外部の目を入れることの抵抗感を超えて

他者の視点を入れる目的で公開保育を7年間継続し、やり方も見直してきた。公開保育の導入に当たっては園長・職員とで3年間で7～8回、県外の保育園を視察した。他者に見られることの抵抗感

があったが、視察を通じてネガティブな評価への気持ちと実践を外に開いていくこととの違いを理解し共有した。

公開保育に取り組む以前は一斉保育を行っていた。子どもの主体性を大切にするとはいか、保育所保育指針が改訂されて職員も変わらなければ、といった危機感があったが、他園の取組みの観察と意見交換を通じて、自分が担任する子どもの姿と重なり合うことを体験した。「この環境なら担任している子どもがこんな風に遊ぶな」「こういう関わりはいいな」「同じように悩んでいるのか」等を学んだ。

他者の視点を入れることで語り合いが生まれ、振り返ることができる。自己評価ガイドラインの事例集も読み込み、試行錯誤してきた。今でも公開保育では見られているプレッシャーや実践をまとめていく緊張感があり、指摘を受けて葛藤することもあるが、そこからどう活かせるか考えることができる。

保育の質を高めるためには外部の目が必要と考え、継続的に取り組んでいる。

—自己評価の取組み—

## 園長主導から職員が主体的に取り組む公開保育へ

当初は大学教員を招き公開保育を行ってきた。教員から見た実践の課題や良い点、他園の事例の紹介等があり、参加者と意見交換をする形で取り組んできた。

また、テーマ設定や保育の組立て、司会進行等を園長主導で行ってきたが、ここ数年は職員が主体的に取り組んでほしいと考えてきた。

今年度は、職員から「今年はこの公開保育がしたい」「こんなことを研修したい」という意見が出された。「外部の先生からの刺激がワクワクする」「目の前の子どもたちの姿を見てもらいたい」「自分のクラスの保育を見てもらいたい」など積極的な姿勢だった。

そのため、今年度は外部の講師によらず職員が取り組んだ。日数をかけて全クラスで行い、職員の学びたい気持ちや他園の保育士との関係性を信じて実践を観察し、語り合うことに重点を置いて取り組んだ。その結果、「クラスの子どもたちの姿をより深く語り合うことができ良かった」「クラスごとにできて他園の先生との共感も大きかった」等の職員の感想があり、次年度への期待、希望が出てきた。

公開保育とそこでの振り返り、その後の実践の取組みを7年間継続してきたことでの職員の育ちがあると考えている。

### この事例のポイント

- ◇ 外部の視点を入れることへの抵抗感を軽減するため、他園の取組みを学ぶところから始めている
- ◇ 公開保育の継続的な取組みを通じて、園長主導から職員主体へ、開かれた保育へと職場風土が改善されている

## 子どもの主体性をはぐくむ保育を目指した園内研修

### —大学教員による実践評価、学び、実践化の継続的な取り組み

基本情報			
事例No.	10	種別	<input checked="" type="checkbox"/> 認可保育所 <input type="checkbox"/> 保育所型認定こども園
運営主体	公立 <input type="checkbox"/> 社会福祉法人 <input type="checkbox"/> 株式会社 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
所在地	東京都外	人口	4万7千人
保育所の利用定員	定員 60名 (内乳児25名)		
直近の第三者評価の 受審状況	最新受審年度 2017年 (受審回数1回)		

#### —自己評価の取り組み—

### 大学教員による継続的な園内研修

7年間の継続的な取り組みである。

「子どもが指示待ちなのではないか」「職員の関わりが厳しいのではないか」という園としての問題意識があり、子どもの主体性をはぐくむ保育を目指

して、園の保育の見直しとその改善に向けて取り組んできた。

毎月1回、保育専門の大学教員を招き、保育実践の観察後、実践の課題や良いところを評価してもらいながら研修を行ってきた。内容は子どもの理解や育ちの見通し、保育のねらいや保育内容、子どもへの関わり方等、保育内容全般に及ぶ。講義を受けるだけでなく、保育者が自分の取り組みをドキュメンテーションで整理して発表し、大学教員からコメントを受ける場合もある。

#### —自己評価の取り組み—

### 保育者の関りを研修内容と関連づけて意味づけ

研修内容を実践に結びつけていけるようクラス会議や職員ミーティングで振り返りながら取り組んでいる。

学びを実践化していくことは難しいので、保育者の関りを研修内容と関連づけて園長が意味づけをしていくようにしている。良い実践は職員ミーティングで共有している。

7年間の取組みを経て、保育者の子どもへの理解が進み、関わり方が変わってきた。子どもの考えを聞き、行動を待つことを大切にするようになり、自分で考える職員になってきた。子どももやりたいことを考え動いていく主体性が伸びてきたと感じている。

—自己評価の取組み—

### 保護者からの評価を踏まえて周知方法を工夫

保育内容を見直していくうえで、保護者の理解を得ることは大切である。園が目指しているものや、保育のねらいを保護者懇談会や面談などで意識的に伝えてきた。

それでも、保護者の園評価では、十分には伝わっていないということが分かった。そこで、職員会議で改善案を話し合い、園が目指すものや保育のねらいを園だよりに掲載するようにし、保育に関する保護者の理解が得られ、園に対する信頼が深まってきたと感じている。

### この事例のポイント

- ◇ 自園の保育について、具体的な問題意識からスタートしている
- ◇ 大学教員から保育実践の評価を受け、それをもとに実践し、再評価を受けるというサイクルが定着している
- ◇ 園内研修で得られた学びが、日々の振り返りの視点になっている
- ◇ 保護者からの信頼の獲得にむけて、保育のねらいの伝え方を工夫している

市が独自に定めたガイドラインに基づいた評議員や他園の園長などによる公開保育の実施、新人教育にも活用

基本情報			
事例No.	11	種別	<input type="checkbox"/> 認可保育所 <input checked="" type="checkbox"/> 保育所型認定こども園
運営主体	<input type="checkbox"/> 公立 社会福祉法人 株式会社 その他（ ）		
所在地	東京都外	人口	39万9千人
保育所の利用定員	定員 140名（内乳児50名）		
直近の第三者評価の 受審状況	最新受審年度 ー 年（受審回数0回）		

—自己評価の取組み—

### 市のガイドラインに基づいた公開保育で保育を振り返り

市独自の「教育保育環境ガイドライン」（以下「ガイドライン」）に沿って公開保育を行っている。ガイドラインには市内の幼稚園、保育所、こども園などの保育の質の確保のために最低限必要な環

境や関り、子ども理解などに関する評価の基準（評価項目）を定めている。

評価項目は乳児編と幼児編に区分し、それぞれ、Ⅰ空間と家具、Ⅱ養護個人的な日常のケア（生活の環境づくり）、Ⅲ言語と文字、思考力、Ⅳ活動（環境があるかどうか）、Ⅴ相互関係、Ⅵ保育の構造（日課）の6項目において評価項目が設定され、それを4段階（不適切、最低限、よい、とてもよい）で評価する仕組みである。

当園ではそれを活用して、当園の評議員による公開保育の機会（年3回）や他園の園長などによる公開保育の機会（毎月）にガイドラインに沿って評価してもらう（公開保育は現在コロナ禍のために十分に開催できていない状況）。

これらのほか、毎月1回、自園の園長や保育教諭の参加による公開保育を行って振り返っており、評議員による公開保育を含めると8クラスの全てが毎年度1回は公開保育を行っている。

ー自己評価の取組みー

## ガイドラインを参考にしたドキュメンテーションや研修も

新任保育教諭はガイドラインを参考に  
して保育を行っているし、ドキュメン  
テーション、園内研修、外部講師の招聘な  
ども取り組んでいる。

それらはベースになるガイドラインが  
あってのことで、それに基づいて振り返りを行っている。

### この事例のポイント

- ◇ 公開保育を自己評価の中核に位置づけるとともに、外部の視点からの評価に取り組んでいる
- ◇ 行政による独自のガイドラインを自己評価の基準に位置付けている
- ◇ 園の状況の可視化に努めている（ガイドラインの活用）

厚生労働省 令和4年度子ども・子育て支援推進調査研究事業  
保育所等における第三者評価、自己評価の実施及び活用に関する調査研究 事例集

2023（令和5）年3月発行

発行・編集 一般社団法人 全国福祉サービス第三者評価調査者連絡会

〒141-0031 東京都品川区西五反田 1-26-2 五反田サンハイツ 714

TEL 03-6417-3501 FAX 03-3494-9032 E-mail [contact@dai3ren.org](mailto:contact@dai3ren.org)